

公立大学法人奈良県立医科大学 中期計画

中期目標を達成するため、次の措置を講じる。年度計画の達成状況を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

I 大学の教育・研究・診療等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程

- 1 人文科学・社会医学・自然科学などの分野に関する幅広い基礎知識と技術を教授する体制を強化する。
- 2 国際的なコミュニケーション及び異文化理解に必要な語学力を修得させるために外国語教育の充実を図る。
- 3 医療従事者としての公共的使命、社会的責任及び倫理観を育成するために、少人数学習、学外の有識者を交えての討論会等、医療倫理にかかわる実践的な教育の充実を図る。
- 4 医療人としての豊かな人間性を涵養するために、医学入門（アーリーメディカルエクスポージャー）等によって動機付けを行うとともに、ボランティア活動、地域社会との交流、地域での体験実習、医療現場での実習を積極的に導入する。
※ アーリーメディカルエクスポージャー：早期医療体験実習
- 5 医療人としての幅広い教養と高い見識を涵養するため、平成21年度より他大学（国外を含む。）との単位互換を含めた一般・教養教育システムの充実を図る。
- 6 医学・看護学に関する基本的な専門知識・技能を系統的に教授するばかりでなく、進歩著しい今日の科学成果を効果的に教授するシステムを開発する。
- 7 医学・看護学に関する課題探究能力、問題解決能力、論理的かつ批判的に考察する能力等を重視した教育を強化する。
- 8 卒業時点で医療を担うことができる高い実践的臨床能力（コミュニケーション能力を含む。）を重視した教育システムを確立する。
- 9 医療に携わる専門職がお互いの立場を尊重し、良好なチームワークを構築できる人材を育成する。

- 10 生涯にわたって学問を探求し、自己主導型学習を行い、自己評価できる能力を涵養する。
- 11 社会活動、地域医療への学生の参加を推進し、地域医療においてリーダーシップを発揮できる医療人を育成する。
- 12 進歩著しい医学・医療を主体的に修得し、県民に高度先進医療を提供できる医療人を育成する。
- 13 教育の成果・効果の検証等を体系的に継続して実施し、その結果を公表する体制を整備する。

大学院課程

- 1 創造性豊かな研究活動を自立して行うことができる、深い専門性と高度な技術を修得した人材を育成するためのプログラムの充実を図る。
- 2 国際的な視野を持ち、国際的に活躍できる豊かな知性・教養及び高度な専門的能力の教育を強化したシステムを構築する。
- 3 国際交流センターを設置し、留学生の積極的受入れ、外国の大学との交流協定の締結推進、大学院学生の海外留学や海外での研究発表の奨励等を積極的に行う。
- 4 医学研究科修士課程を設置し、医学・医療・看護学関連領域で基本となる共通教育科目、専門性をのばす専門教育科目、修士論文作成を行う特別研究科目の内容の充実を図る。
- 5 質の高い博士論文となり得る研究テーマを指導できる研究指導體制の充実を図り、そのテーマを実現できる施設・機器の充実を図るとともに、研究を完遂できる研究費を確保することに努める。
- 6 基礎・臨床医学における研究情報ネットワークの充実を図り、共同研究体制を推進する。
- 7 修士課程・博士課程への大学院入学志望者の増員を図るため、本学大学院の積極的な紹介に取り組み、大学連携によって交流を深める。また、医療従事者を対象に、幅広く大学院の門戸を開放し、教育・研究活動を支援する。
- 8 大学院同士の単位互換及び連携大学院への参加などにより、新しい技術等の導入を促進し、質の高い研究へと発展させる。
- 9 優秀研究に対する奨励賞を設ける。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

学士課程

- 1-1 県内の優秀かつ医療人として適切な資質に富む人材を多く確保するため、高大連携、オープンキャンパスを充実する。
- 2 入学後の成績・進路等との関連を検証して、入学者選抜方法に工夫・改善を重ね、地域性と国際性に優れ、社会に貢献できる優秀な人材の確保に努める。
- 3 奈良県内の優秀な医学部志願者を選抜するため、平成20年度入学試験から地域枠を設ける。

- 2-1 医学科においては、平成18年度より導入された新カリキュラム「MDプログラム奈良2006」を実効あるものにするとともに検証し、改善する。
※ MD (Medical Doctor) : 医師
- 2 入学直後から医療に関するモチベーションを高めるために、第1学年の医学入門の充実を図る。
- 3 奈良における歴史文化（医学史を含む。）を学ぶことを契機として、将来に活かすことのできる深い文化的教養を身に付けさせる。
- 4 学習者のニーズに合わせた履修を実現するため、平成20年度より医学専門教育のカリキュラムに選択（必修）科目を置き、単位制を確立する。
- 5 基礎医学の科目横断的なカリキュラムを実現するため、平成20年度より科目の枠組みを越えた統合型基礎医学講義を実施する。
- 6 平成19年度より基礎医学（病理学、細菌学、寄生虫学、薬理学、衛生学）の一部と臨床医学を統合した新しい疾患・診療体系別の臨床統合型講義を実施する。
- 7 医療専門職としての高い実践的能力を身に付けるために、クリニカルクラークシップによる実践的な臨床医学教育の充実を図る。
※ クリニカルクラークシップ：診療参加型臨床実習
- 8 より適切な形成的評価、総括的評価を行うために、「確信度」を付与したコンピュータ試験システムを開発し、実施する。
- 9 生涯学習し続ける姿勢を体得するために、本学独自の教育プログラムをデザインし、実施する。

- 3-1 現行のカリキュラムについて、看護学基礎教育として適正かどうか、また、基礎から応用まで一貫性があるかどうかといった観点から評価を行う。
- ・カリキュラムが人間や社会についての理解を深め、看護学の基礎の修得に資するものとなっているかを検討する。
 - ・看護専門科目の講義・演習・実習が、統合・系統的に配置されているかを検討する。
 - ・教育の成果・効果の検証を継続的に実施する。
- 2 臨地実習の充実を図り、実践能力を身に付けた看護職者を育成する。
- ・看護専門職としてのモチベーションを高めるために、入学早期から体験学習を取り入れる。
 - ・確実な専門的判断力と熟練した看護技術に基づいた看護実践の総合的能力を養う。
- 4-1 ネイティブスピーカーとの会話の機会を設ける。また、レベルに応じた英会話ラウンジを設ける。
- 2 英会話に関する一定レベルの能力を身に付けさせ、基本的なコミュニケーション能力の修得を図る。
- 3 国際交流センターを設置し、外国の大学との提携による研修機会の充実を図る。
- 5-1 常にメディアを通じてニュース等に接するとともに、一般的な書籍等を広く読書する態度・習慣を身に付けさせる。
- 2 社会の事象・問題等についても関心を持ち、観察し、洞察する能力を育成する。
- 6-1 奈良県大学連合を他大学と協力してさらに充実させ、教育・研究の発展と向上、文化、学術の創造、さらには地域社会への貢献を図る。
- 2 共催のシンポジウムやワークショップを教員・学生が協力して企画し、教員・学生の大学間の交流を積極的に推進する。
- 7 体験、実習を重視し、学外保健・療養施設における地域健康医学体験、地域看護学実習、山間地における地域医療体験実習、救急車搭乗体験実習等カリキュラムとして充実させる。

大学院課程

- 1-1 学部卒業後直後あるいは数年間の臨床経験後の大学院進学を促進するため、積極的な進路指導を行い、質の高い医療に科学的に挑戦する熱意を啓蒙する。
 - 2 社会人入学の充実を図る。
 - 3 本学の専修生・研究生、他学卒業生及び外国人を博士課程に受け入れるように努め、博士課程の充足率の向上を図る。
- 2-1 修士課程を早急に設置し、平成20年度入学を目指し、広く医療に関係する分野に関する探究心の旺盛な人材を社会人も含め広く募る。
 - 2 修士論文審査の方法を検討し、研究指導及び学位審査を行う教員の充実を図る。
 - 3 質の高い研究ができる環境を整備する。
 - 4 研究能力修得の判定に用いる客観的審査基準のレベルアップを図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 社会的・地域的要請、学問領域の消長を考慮し、全学的見地から教員及び職員の適正かつ弾力的な配置の実施を図る。
 - 2 教員の教育活動を支援するため、小グループ学習、実習、演習の際のTA制度やRA制度の導入についての取組みを行う。
 - ※ TA (Teaching Assistant) : 大学院学生が学部教育の補助を行う制度
 - RA (Research Assistant) : 大学院学生を研究補助者として参画させる制度
 - 3 地域と連携した看護実践研究プロジェクトを構築し、看護の質の向上を図る。
 - 4 看護実践に関する研究及び看護実践者のキャリアアップの研修を行うため、看護実践研究センターの設立に向けた取組みを行う。
- 2 図書館機能を充実させ、総合学術情報センターへの発展を含めた取組みを行う。
 - ・ 附属図書館及び学内ネットワークの有機的な連携を図る。
 - ・ 学内情報システムのあり方について検証する。
 - ・ 市民への公開サービスを促進する。

3-1 学生による教員の授業評価等の評価結果を教員にフィードバックして、教育の質の改善に活用する。

-2 教員相互による授業評価の結果を活用するなど、若手教員の指導に向けた取組みを進める。

-3 学内教育討論会、教育ワークショップなどのFDを実施し、教員の教育能力を高めるとともに、教員及び職員が一丸となって教育改革を進める。

※ FD (Faculty Development) : 教員の能力や資質の開発

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1-1 学生生活部会を中心に、学生生活実態調査を行い、学生の修学環境改善についての取組みを行う。

-2 平成21年度末までに学生による教育設備や学習支援体制の評価と、それをフィードバックさせる体制の構築を図る。

-3 大学全体としての奨学制度の整備についての取組みを行う。

-4 全学生が参加する「プリセプターシステム」を活用し、屋根瓦方式で行う学生相互学習・生活支援体制の充実を図る。

※ プリセプターシステム :

6 学年を縦割りにした学生グループによる相互支援・学習システム

※ 屋根瓦方式 : 学年の上の者が下級生を教える指導方式

-5 全学生を学内ネットにユーザー登録し、学生控室・講義室等どこからでも常時最新情報に接続できる環境を整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1 産業界、県・国の行政、本学との間でコミュニケーションを図る研究支援システムを構築し、定期的に相互理解をはぐくむ機会（シンポジウム、講演会、懇親会等）を設ける。

2 独創的研究テーマを積極的にとりあげるとともに、そのための研究グループの形成、研究成果の醸成を促進する研究支援システムを構築し、国際的研究を推進する。

3 本学を中心にした、臨床応用研究推進の基盤としての奈良メディカルネットワークを構築する。

※ 奈良メディカルネットワーク：

医療情報・技術の提供等のほか、県全域の医療・福祉レベルが等しく向上するよう、本学が奈良県を中心とした地域の臨床試験・臨床研究、さらには高度先進医療の受け皿として総合医療の拠点機関としての役割を果たす必要がある。

この一環として、総合医療情報システムを基に構築を目指す県内医療情報ネットワークを活用して、当該システム、本学の臨床治験及び地域連携推進部門等と県、関係機関及び県内医療機関との臨床応用研究等に関するネットワーク化を推進していく上で調整機能を担う機関

4 大学全体として取り組む共同研究プロジェクトを構築、推進する。

5 トランスレーショナルリサーチを目指した基礎医学と臨床医学の連携を強化し、医学・医療への貢献を目指す。

※ トランスレーショナルリサーチ：

大学の基礎的研究成果を附属病院において臨床応用するための体制

6 国内外との共同研究を奨励する。

7 産学官共同研究を積極的に推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1-1 競争的資金獲得のための方策、外部資金獲得のための受託事業等の拡大、学外との共同プロジェクト研究の企画・立案を推進するため、研究推進室を充実する。

-2 大学が重点的に取り組む領域や活動性の高い分野において、学内研究資金の傾斜配分を行う。

-3 奈良県の医療向上に寄与する重点的分野を設定し、それへの支援を行う。

-4 ポスドク制度の拡充を図る。

※ ポスドク：博士課程修了後、研究者としての能力を更に向上させるため、引き続き大学などで研究事業に従事する者

-5 若手研究者の留学支援制度を充実させる。

2-1 奈良先端科学技術大学院大学をはじめ関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）関連の大学や研究所などとの連携を図る。

-2 外国との共同研究を活発にするための、研究者の短期・長期派遣支援制度さらには外国からの共同研究者の受入れ体制を充実させる。

-3 人事交流を含め、電子工学・物性工学・医療工学等の理工学系研究者の確保に努める。

- 3-1 研究支援体制の見直し・整備・充実を図る。
 - 2 学内の施設・設備・機器・人材を目的に応じて有効活用を図る。
 - 3 本学の研究成果の提供を通して社会に貢献する観点から、先端医学研究機構を拡充・発展させる。平成19年度末までに、そのための方策について検討を行い、本学の今後の寄附講座の招致や産学官連携の活性化にも寄与するものとなるようにする。

- 4-1 医療の質、臨床疫学研究の支援体制を確立する。
 - 2 生命科学部門と社会医学部門の連携を図る。
 - 3 奈良県における臨床疫学研究の基幹施設としての体制づくりを図り、その成果を世界に発信する。

- 5-1 研究推進室に知的財産を所管する部署を設ける。
 - 2 知的財産ポリシーに基づいて本学の知的財産を管理・運用し、産業界への権利の移転・活用促進等を効率的に行っていく。
 - 3 知的財産に関係する外部の諸機関との有機的な連携を図る。

- 6-1 臨床試験センターを設置し、臨床治験、医師主導型臨床研究を積極的に推進する。
 - 2 寄附講座の招致を奨励する。
 - 3 産学官連携活動を進める上で必要となる専門知識に富んだ民間の人材を活用するための体制づくりを行うとともに、人材育成を図る。
 - 4 平城遷都1300年記念事業の開催（平成22年）に合わせて、奈良の薬や医学の歴史に関する研究成果の発信に向けた取組み等を行う。

3 診療に関する目標を達成するための措置

- 1-1 患者からの要望や意見を活かし、患者の満足度を向上させることができるシステムの充実・強化を図る。
 - 2 予防医学や健康医学等、疾病・身体、健康管理情報を積極的に発信し、患者の意識啓発に貢献する。
 - 3 患者に対する診療内容の説明等を迅速かつ的確に行うとともに、個人情報の適正な管理体制の構築・充実を図る。
 - 4 医療安全推進室等、院内検討組織の活動を一層推進し、安全管理体制の充実を図る。
 - 5 病院機能や診療環境に対する評価制度の導入についての取組みを行う。
-
- 2-1 高度先進医療の積極的な開発・提供を目指す。また、臨床試験、医師主導型臨床研究の実施を目指した体制を整備し、新情報を発信する。
 - 2 高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター、感染症センター、精神医療センター等がそれぞれの機能を十分に果たす。
 - 3 平成20年度末までに、関係診療科が有機的に連携し、患者に対する全人的・総合的医療の提供に努め、疾病を臓器を越えて病因別にとらえた統合的な医療システムの構築に向けた取組みを行う。
 - 4 患者動向の変化や医療技術の進歩等にも柔軟に対応できるよう、診療科組織・体制の見直しに努める。
 - 5 特定機能病院に相応しい医療機器の整備を行う。
-
- 3-1 卒後臨床研修センターを中心として、臨床研修プログラムや専門医養成プログラム等研修カリキュラムの充実を図るとともに、臨床研修・臨床実習に専念できる体制整備を推進する。
 - 2 優秀な医療人を確保するため、医員について処遇の充実に取り組む。
 - 3 医師・看護職者・コメディカル等医療関係職員の高度な専門的知識と能力養成のため、職種ごとに研修等の充実を図る。
 - 4 臨床研修協力病院との連携を深め、地域医療を担う優秀な人材の輩出に努める。
 - 5 臨床試験、医師主導型臨床研究の実践を担う研究者・コーディネーターの育成を図る。

- 4-1 大和路情報ハイウェイネットワークと総合医療情報システムを有効に活用し、地域医療機関との医療情報連携において中心的な役割を担い、「大和路医療情報ネットワーク」の構築に貢献する。
- 2 県の医療施策の立案等に積極的に参画するとともに、県立病院やへき地医療機関をはじめ県内の医療・保健施設における医師等の確保のため、人事交流の体制整備を図る。
- 3 地域医療機関の医療水準の向上のため、医師・看護職者・コメディカル等の派遣や診療情報の提供、研修等の支援を行う。

4 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 大学で得られた成果を体系的に発信する大学主催の市民公開講座を充実させる。
 - 2 附属病院は患者等を対象に教育講座等を主催し、健康啓発活動を推進する。
 - 3 地域住民や医療者の健康教育の推進に資するため、民間企業とも連携し、公開講座や生涯教育等の学習機会を積極的に提供する。
 - 4 地域の小中高生等に対して、健康科学への興味・関心を高め、健康予防医学の認識・実践を促す健康科学教室を積極的に開催する。
- 2-1 国際交流センターの設置を推進し、外国人研究者、留学生の受入れ体制、修学体制を整備する。
 - 2 海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する。
 - 3 教育・研究・医療の向上を図るため学生、教員及び職員の海外研修を行う。教員についてはサバティカル制度などの研究のための長期研修制度の導入を図る。
 - ※ サバティカル制度：専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 理事長補佐機能を整備し、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備する。また、新たに副学長を設置する。
 - 2 幅広い視野からの法人運営を可能とするため、経営審議会委員及び教育研究審議会委員のみならず、理事に学外者を登用する。
 - 3 教授会・教授会議機能の見直しや各種委員会の統廃合を行い、効率的な法人運営を図る。
 - 4 各理事と各事務組織が連携できるような体制を整備することにより、理事がそれぞれの職務を効率的かつ効果的に果たすことができるようにする。
 - 5 学長及び副学長の選考に際して、事務職員やコメディカル等の参画を図り、教員及び職員が一体となって大学運営に積極的に取り組む体制の整備を図る。
-
- 2-1 専任化された附属病院長の役割を明確化するとともに、権限の強化を図ることによって、病院運営管理機能の向上を図り、効率的かつ効果的な病院運営を推進する。
 - 2 附属病院長の諮問機関として病院経営委員会を設置するなど、附属病院長のサポート体制を確立する。
 - 3 病院運営協議会のほか病院運営に関する各種委員会について、その役割等の見直しを行い、統合・再編等を検討する。
 - 4 病院内において適正な貢献度評価とメリットシステムの確立を目指すとともに、各診療科の経営指標や特性等を勘案して、効率的かつ効果的な病院経営がなされるよう予算や人材の適正配分に努める。

2 教育・研究・診療組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1-1 教育・研究・診療の各組織のあり方を検討し、弾力的な運営形態の実現を目指す。
- 2 研究組織と診療組織との関係を明確にし、教育・研究・診療に係る教員の権限と責任の明確化を図る。
- 3 教育・研究・診療に関する組織・個人の評価に、学生、教員及び職員並びに患者、関係機関等の外部の視点からの評価を加えて、各組織の活性化・編成・見直しに必要な評価システムの導入を図る。
- 4 これらの評価システムは、昇進、表彰、任期制に連動させ、優秀な人材の確保に努められるよう、随時見直しを行い環境変化に対応させる。
- 5 在学中の学生評価のみならず、卒業生の追跡調査・評価を行うことにより、教育システムの恒常的改善を図る。
- 6 重点的研究テーマの推進体制等については、全学的な視点から戦略的に対応する。

3 教員及び職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 奈良県大学連合加盟大学をはじめとした県内の教育・研究機関が連携して、教員の適性を考慮し、専門的能力を有した人材を育成する。その上で、相互に人事交流を積極的に行うことにより教員構成の多様化の推進を図る。
- 2 多様な知識・経験を有する教員の学問的交流を促進し、教育・研究・診療機能の活性化を図るため、すべての教員について、任期制（任期6年）の導入を推進する。
- 2-1 高い専門性を有した職員を育成するため、コメディカル等を対象とした教育・研修のプログラムを計画・実施する。さらに、その実施状況や問題を把握し、より進んだ研修を定期的実施する。
- 2 県内外のコメディカル等の教育・研修の受入れを行い、医療専門職員の育成を図る。
- 3 専門知識を必要とする病院事務部門への専門事務職員の登用を図る。
- 4 職員の採用に当たっては、必要な人員の確保、実務能力を有する者の確保、採用時の公平性の確保の観点に留意し、嘱託等の非常勤職員や民間の有為な人材の活用を図る。
- 5 医師及びコメディカル等の労働環境整備等、処遇の改善を図る。
- 6 職員の知識・技術・経験の向上を図り、また、法人運営に必要な知識や経験を持った人材の確保を図るため、奈良県等との間において人事交流を実施する。
- 3-1 任期制の再任評価結果を反映する方法として、一定の成果をあげた教員に対してサバティカル制度など労働意欲を高める方策の導入を図る。
※ サバティカル制度：専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度
- 2 事務・看護職者・コメディカル等の職員についても、能力及び資質の向上、適材適所への配置及び公正な処遇を図る見地から、評価制度の導入を図り、評価結果に応じた昇任や賞与等への反映についての取組みを行う。

4-1 状況の変化等に応じて事務組織の見直しに努めるほか、適正な人員配置を行う。

-2 医師や看護師など職種ごとの役割分担を明確にし、本来の業務に専念できる効率的な運営を図る。

これまで看護師が担ってきた看護の周辺業務等进行处理するために補助職員を新たに病棟に配置するとともに、病棟における投薬準備業務等に対応するための薬剤師を増員する。

-3 看護師の需給バランスの状況を踏まえ、看護師の実質配置基準「7対1」の導入に向けて検討を進め、看護師の確保を図る。

※ 「7対1」：平均して入院患者7人に対し看護師1人が実際に勤務している状態をいう。現在の配置基準は「10対1」。

-4 多様な雇用形態の採用や外部委託の導入に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1-1 事務組織、事務分掌及び事務権限を抜本的に見直し、フラットで効率的な事務組織への再編を行う。

-2 事務組織の恒常的な見直しを行い、機動力のある組織を維持する。

2-1 情報システム化の推進により、事務処理の省力化・迅速化・簡素化・効率化を図る。

-2 業務内容等を分析・検討し、外部委託を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1-1 競争的外部資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を全教員が1件以上行い、採択件数・採択額ともに中期目標期間中に法人化前に比して20%の増加を目指す。

医学分野のみならず他の分野の研究費公募に関する情報も収集し、学内に周知するとともに、いち早く競争的外部資金の公募に応じられるようにするため、研究推進室の充実を図る。

-2 産学官連携の推進体制の強化や研究活動状況の積極的な公開を通じて、外部研究資金の受入れを促進する。

2 研究推進室を充実させ、知的財産権の確保に努めるとともに、産業界等からの技術相談等に対する学内人材の有効活用を図り、知的財産権の実用化をサポートする。

3-1 附属病院の業務運営における機能面の問題点を抽出し、柔軟な解決策を設定し、速やかに対応する。

-2 総合医療情報システムを活用して診療科別、患者別、DPC別原価計算を行うなど、各種指標を有効に用い、適切かつ効率的な診療報酬の確保を推進する。

※ DPC (Diagnosis Procedure Combination) : 疾患を傷病名や重症度、手術・処置の有無など治療の内容等に応じて分類したもの

-3 一定水準の病床稼働率を確保しつつ、平均在院日数の短縮を図るなどにより、診療報酬の確保に努める。中期目標期間内に病床稼働率は93%、平均在院日数（一般病棟）は15日を目指す。

・クリニカルパスを充実させることにより、計画的な診療を実施する。

※ クリニカルパス：特定の疾患について、入院から退院までの治療や看護の手順を標準化し、診療の効率化や均質化、コストの削減を図る手法

・地域連携の一層の推進を図り、患者の病状を見据えながら円滑な入院・転退院を促進する。

・効率的な病床利用を図るため、ベッドコントロール機能を充実・強化するとともに、医療情勢を見定めた適正かつ妥当な稼働病床数の設定を行う。

・実績に応じて診療科ごとの手術予約枠を見直すことなどにより、手術件数の増加に努める。

-4 診療報酬請求内容の精度を高め、診療報酬請求の一層の適正化を推進する。

・医事請求精度調査を継続的に実施し、診療科に対して、調査結果を確実にフィードバックするとともに、診療報酬請求内容のチェックを充実し、診療請求精度の向上を図る。

・診療報酬制度の改正への対応を確実にを行うとともに、入院基本料等加算など新たな加算の取得に向けた対応を図る。

-5 特殊検診業務や自由診療等の導入・実施を検討・促進し、病院使用料等の増収を目指す。

4-1 授業料等の学生納付金や施設使用料など各種手数料については、その特性を考慮しつつ適切に料金設定する。

-2 施設の有効な利活用等を推進するなど、施設使用料等の自己収入の増加を目指す。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1-1 多様な雇用形態や外部委託の導入により人件費の抑制に努める。

-2 新たに採用する職員の給与制度のあり方について検討を行い、人件費の抑制を図る。

-3 以上の取組み等により、中期目標期間内に正規の教員及び職員の人件費（退職手当を除く。）の5%の削減を目指す。

ただし、今後新たに県から負託された業務の実施に伴う増員により必要となる人件費については、必要に応じて別途の取扱いを行う。

2-1 複数年契約や調達から供給、保管までを業者が一括管理するなど多様な契約方法を活用するほか、適切な在庫管理を徹底するなどによって、医薬材料費や医療用消耗品の削減を図る。中期目標期間内に医薬・診療材料費比率については41%を目指す。

-2 医療機器については、その必要性や採算性を十分検証・考慮するとともに、透明性を確保しながら、機器購入に維持管理をセットした複合契約の導入、リースによる機器の整備など、購入経費等を削減することができる調達方法や契約方法の導入に向けた取組みを進める。

-3 医療機器の保守・点検などについては、MEセンターを積極的に活用し、運用経費の削減を図る。

※ MEセンター(Medical Engineering Center) :

医療機器について施設内で保守・点検・運用を担当する部署

-4 総合医療情報システムの活用等により、附属病院長の指導のもと投薬や検査等を見直し、経費の削減を図る。

-5 医療サービスの質を確保しながら、効果的な外部委託の導入により経費削減を図る。

-6 医療用消耗品等各種物品の購入の適正化を図るシステムの一層の充実を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1-1 遊休施設・設備等保有資産については、適切な維持管理のもと、効率的かつ効果的な利用を推進する。

-2 短期の資金運用等に当たっては、十分な危機管理対策を図り、安全かつ有利な管理・運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1-1 平成19年度末までに自己点検・評価を行う学内実施体制や、点検・評価結果をフィードバックさせて改善を進めていくためのシステムを構築する。
- 2 定期的に自己点検・評価、第三者による外部評価を実施する。
- 3 奈良県地方独立行政法人評価委員会による毎年度の業務実績評価や大学評価学位授与機構等の認証評価機関による第三者評価の結果を活用し、大学運営における各種業務の改善に組織的に取り組む。
- 4 自己点検・評価及び外部評価の結果について、ホームページ等により公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1-1 業務実績や財務状況等について、県民等にわかりやすく公表する。
- 2 広報誌、ホームページ、公開講座等を通じて、教育・研究・診療に関する状況や成果についての情報を発信する。
- 3 大学のホームページについて社会のニーズに対応した内容に整備・充実させ、大学情報を積極的に発信する。
- 4 情報公開制度・個人情報保護制度については、奈良県情報公開条例及び奈良県個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱う。

V 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 総合周産期母子医療センターの本格整備を行う。
- 2 老朽化しているA病棟のリニューアルを行う。
- 3 医師・看護師の確保を進めるため、臨床研修センターを暫定整備する。
- 4 外来患者のアクセスに配慮した位置に外来棟を新たに建設するため、検討委員会を設置し、その整備を図る。

- 5 本学のさらなる発展や現敷地が狭隘化していることをなどを踏まえ、大学の一部を移転することも含め、旧耐震基準に基づき昭和56年までに整備された施設（臨床医学校舎、一般教育校舎、臨床講義室、大学本館、看護師宿舎等）の整備計画を策定する。その年次計画に基づき、整備に向けた取組みを推進する。
 - 6 また、医師・看護師を確保するため、医師・看護師研修センター棟の整備に向けた取組みを推進する。
 - 7 整備計画の策定に当たっては、周辺環境に配慮した配置や高層化等を検討するとともに、可能な限りバリアフリーなどの福祉的整備及び省エネルギー対策を考慮するものとする。
 - 8 利用者の視点に立った施設設備等の維持補修に取り組み、施設の利用環境の向上を図る。
- 2-1 電気設備・機械設備・給排水衛生設備等の各設備について、機能の維持と向上に必要な保守点検を定期的実施する。
- 2 経年劣化が進んでいる各設備について、更新計画を策定する。
 - 3 更新計画の策定に当たっては、可能な限り省エネルギー対策を考慮するものとする。
 - 4 更新の年次計画に基づき、各設備の更新に着手する。

VI 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 有害物質・有害エネルギー・有害廃棄物等に関する安全衛生教育を行い、環境保全を実践するための、取扱い及び管理に関するマニュアルを定期的に点検し、見直す。
 - 2 平成19年度中に敷地内全面禁煙を実施する。
- 2 天災・人災等、不測の事態への段階的対応マニュアルを見直し、訓練を通して随時検証・点検する。
- ※ 不測の事態：大地震による被災をはじめ、交通機関等の事故や大規模な食中毒被害等も考えられる。また、落雷等による停電や火災など大学自体が被災することも想定して考える必要がある。
- 3-1 教員、職員及び学生による学内美化清掃の推進を図る。
 - 2 学内の緑化を進め、学生や患者が憩うことのできる環境整備に取り組む。

Ⅶ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅷ 短期借入金の限度額

30億円

Ⅸ 剰余金の使途

地方独立行政法人法第40条第3項に規定する剰余金の使途は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善とする。

Ⅹ 県の規則で定める業務運営事項

1 施設・設備に関する計画

各事業年度の予算編成過程等において決定する。

2 積立金の使途

なし

(別紙)

予 算

平成19年度～平成24年度 予算

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|---------|
| 収入 | |
| 運営費交付金・補助金等収入 | 9,318 |
| 自己収入 | 141,492 |
| 授業料、入学金及び検定料収入等 | 4,506 |
| 附属病院収入 | 135,843 |
| 雑収入 | 1,143 |
| 受託研究等収入及び寄附金収入等 | 4,898 |
| 長期借入金収入 | 3,292 |
| 計 | 159,000 |
| 支出 | |
| 業務費 | 148,831 |
| 教育研究経費 | 19,096 |
| 診療経費 | 125,200 |
| 一般管理費 | 4,535 |
| 施設整備費 | 3,723 |
| 受託研究等経費及び寄附金事業費等 | 4,819 |
| 長期借入金償還金 | 1,627 |
| 計 | 159,000 |

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額68,329百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注) 退職手当については、公立大学法人奈良県立医科大学職員退職手当規程に基づいて支給し、その財源は、運営費交付金を充てる。

【運営費交付金の算定ルール】

県から交付される運営費交付金は、下記の算定基準等に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金は、県の予算編成過程において、基準を適用する等により計算し、決定される。

(1) 大学

医科大学に係る平成18年度の普通交付税の基準財政需要額算定方法等に準じて算定

(2) 附属病院

公立大学の附属病院としての性格上、一般会計が負担すべき経費として国が定める公営企業の繰出基準等に準じて算定

収支計画

平成19年度～平成24年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------------|
| 費用の部 | 1 6 0, 6 6 9 |
| 経常費用 | 1 5 9, 9 0 7 |
| 業務費 | 1 5 2, 3 0 9 |
| 教育研究経費 | 6, 5 6 4 |
| 診療経費 | 7 0, 6 3 8 |
| 受託研究費等 | 1, 7 9 0 |
| 役員人件費 | 4 5 0 |
| 教員人件費 | 2 1, 8 5 5 |
| 職員人件費 | 5 1, 0 1 2 |
| 一般管理費 | 9 7 6 |
| 財務費用 | 1 7 3 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 6, 4 4 9 |
| 臨時損失 | 7 6 2 |
| 収入の部 | 1 6 0, 8 6 6 |
| 経常利益 | 1 5 9, 5 9 5 |
| 運営費交付金・補助金等収益 | 8, 8 2 1 |
| 授業料収益 | 3, 3 8 6 |
| 入学金収益 | 6 6 5 |
| 検定料等収益 | 1 5 0 |
| 附属病院収益 | 1 3 5, 8 4 3 |
| 受託研究等収益 | 1, 7 8 7 |
| 寄附金収益 | 2, 9 9 1 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 1, 1 4 3 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 1 4 3 |
| 資産見返寄附金戻入 | 1 8 9 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 4, 4 7 7 |
| 臨時利益 | 1, 2 7 1 |
| 純利益 | 1 9 7 |
| 総利益 | 1 9 7 |

資金計画

平成19年度～平成24年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------------------|---------|
| 資金支出 | 159,000 |
| 業務活動による支出 | 153,286 |
| 投資活動による支出 | 4,087 |
| 財務活動による支出 | 1,627 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 159,000 |
| 業務活動による収入 | 155,708 |
| 運営費交付金・補助金等による収入 | 9,318 |
| 授業料、入学金及び検定料等による収入 | 4,506 |
| 附属病院収入 | 135,843 |
| 受託研究等収入 | 1,787 |
| 寄附金収入 | 3,111 |
| その他の収入 | 1,143 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 施設費による収入 | 0 |
| その他の収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 3,292 |
| 長期借入金による収入 | 3,292 |
| 前期中期目標期間からの繰越金 | 0 |